



2025 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 ウェーブロックホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役兼執行役員社長 石原 智憲
(コード：7940 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 定塚 忠之
(TEL. 03-6830-6000)

会 社 名 WHD 株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 安枝 太

**WHD 株式会社によるウェーブロックホールディングス株式会社株式（証券コード：7940）
に対する公開買付けに係る WHD 株式会社の考え方に関するお知らせ**

WHD 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2025 年 10 月 31 日より開始いたしました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（買付け等の期間：2025 年 12 月 16 日（火曜日）まで。以下「本公開買付け」といいます。）について、公開買付者より、別添のとおり本公開買付けに対する公開買付者の考え方が示されましたので、公開買付者が当社に行った要請に基づき、お知らせいたします。

以上

本資料は、WHD株式会社（公開買付者）が、ウェーブロックホールディングス株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 11 月 12 日付「ウェーブロックホールディングス株式会社株式に対する公開買付けについて」

各 位

会 社 名 WHD 株式会社

代表者名 代 表 取 締 役

安枝 太

ウェーブロックホールディングス株式会社株式に対する公開買付けについて

当社は、2025 年 10 月 31 日付で、ウェーブロックホールディングス株式会社（以下「ウェーブロックホールディングス」といいます。）の普通株式（以下「ウェーブロックホールディングス株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含むウェーブロックホールディングス株式を非公開化する一連の取引（以下「本取引」といいます。）について公表（注 1）しておりますが、投資家の皆様より本公開買付けに関するご意見やご質問が寄せられていることを踏まえ、本公開買付けに対する当社の考え方について改めて説明させていただきます（注 2）。

本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 2 項及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 8 条第 1 項で定められる最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することで、ウェーブロックホールディングスの株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供するとともに、ウェーブロックホールディングス株式に対する対抗的買収提案者にも買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保する観点から、公開買付期間を 2025 年 11 月 4 日から 2025 年 12 月 16 日までの 30 営業日としております。

本公開買付けにおけるウェーブロックホールディングス株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について、当社は、ウェーブロックホールディングスが開示している財務情報等の資料、ウェーブロックホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスによって発見されたウェーブロックホールディングスの企業価値を引き下げる要因となり得る事項も踏まえたウェーブロックホールディングスの事業及び財務状況の多面的・総合的な分析、過去に公表された類似事例のプレミアム水準、並びに、ウェーブロックホールディングスにおいて設置された特別委員会との協議・交渉等を総合的に勘案し、本公開買付価格を 921 円とすることに決定いたしました。

当社としては、本公開買付価格は、ウェーブロックホールディングスの一般株主の皆様が享受すべき価値を合理的、かつ、最大限に反映しているものと考えており、ウェーブロックホールディングスが公表した 2025 年 10 月 31 日付「通期連結業績予想の修正及び特別損失の計上見込に関するお知らせ」に記載のとおり、ウェーブロックホールディングスのアドバンステクノロジー事業におけるグローバルマクロ環境の変化や売上の低迷が生産効率の悪化を招き利益を圧迫する見込みであることに加えて、マテリアルソリューション事業において棚卸資産改定益が想定を大きく下回ることも影響し、全体として公表済みの営業利益予想を大きく下回る見込みであること、それぞれが持つ事業の今後の見通し及び企業が持つ現時点でのポテンシャル等を踏まえると、1 株当たり 921 円という本公開買付価格の見直しを検討する余地はなく、価格変更を行う予定はございません。

なお、本公開買付けでは、買付予定数の下限を 5,630,100 株（所有割合：66.67%）としておりますが、仮に応募株数が買付予定数の下限を満たさず本公開買付けが不成立となった場合には、大変遺憾ではございますが、当社としては今回のウェーブロックホールディングス株式の非公開化は断念せざるを得ず、結果として、ウェーブロックホールディングスは引き続き上場企業として企業価値の向上を追求していくことになると考えております。

当社は、ウェーブロックホールディングス並びにその子会社及び関連会社（以下「ウェーブロックホール

ディングスグループ」といいます。)の今後の成長に向けては、第一に、ウェーブロックホールディングスグループの事業、とりわけマテリアルソリューション事業については、主として建設資材、住宅資材、農業資材等の国内の成熟市場に依拠しており、今後の人口減少に伴い、市場全体の成長性が乏しいこと、第二に、成熟した国内市場に海外からの廉価品が輸入され、価格競争が激化していること、第三に、ウェーブロックホールディングスグループの製品は、原材料に占める樹脂依存度が高く、その収益性を樹脂材料の価格に大きく依存していることなど依然として多くの残された課題があるとの認識のもと、これらの課題を解決することなく、先送りにしたままでは更なるウェーブロックホールディングスグループの持続的な成長は困難であると考えており、併せて、ウェーブロックホールディングスグループが今後更に企業価値を向上させていくためには、中長期的な観点で見た抜本的な施策が必要と考えております。そのためには、本公開買付けを含む本取引によってウェーブロックホールディングス株式を非公開化することが不可欠であると確信しております。ウェーブロックホールディングスにおいても、本公開買付けに賛同し株主の皆様に応募を推奨する旨の意見が表明されており(詳細は、ウェーブロックホールディングスが公表した2025年10月31日付「WHD株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」をご参照ください。)、ウェーブロックホールディングス株式の非公開化がウェーブロックホールディングスの企業価値の向上に資するとの認識についてウェーブロックホールディングス及び当社の間に齟齬はありません。上述の当社の考え方については是非ご理解をいただき、ウェーブロックホールディングス株主の皆様におかれましては、本公開買付けにご応募をいただきますよう、何卒お願い申し上げます。

(注1) 本公開買付けの詳細につきましては、当社が公表した2025年10月31日付「ウェーブロックホールディングス株式会社株式(証券コード:7940)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び当社が2025年11月4日付で提出した公開買付届出書をご参照ください。

(注2) 本公開買付けに対する当社の考え方の詳細については、当社が2025年11月4日付で提出した公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

以上